山口県知事 村岡 嗣政 様

周南市長 藤井 律子 (公印省略)

(仮称) 周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について(回答)

令和4年10月31日付け令4環境政策第432号で照会がありました、環境影響評価方法書に対する本市の環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1. 総論

(1) 環境影響の回避及び低減に向けた配慮

事業区域及びその周辺は、錦川への集水区域であり、濁水の発生、パネル設置に伴う表面水及び浸透水の流れ方の変化による影響、住居等が存在するため反射光の影響、特定植物群落の竜文寺樹林と巨樹・巨木林であるモミの木の保全、緑山からの眺望景観、土地の改変等による動物・植物・生態系への影響、そして撤去時に伴うパネル等の産業廃棄物に関する環境影響が発生する可能性があると考えられるので、これらの点に留意した上で調査・予測・評価を実施すること。

(2) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、十分な理解を得ながら事業を進めること。

- (3) わかりやすい表現の工夫
 - 一般の方が読むことに配慮し、以下のような工夫を検討すること。
 - ア 発電設備の概要において、一般の方は小規模の太陽光発電のイメージが強く、本 事業でのパネル下の状況等を想定しづらいため、事業者実績によるパネル設置後の 類似写真や3次的イメージ図等を活用すること。
 - イ 変電施設の表 2.2-4 において、パワーコンディショナーなどのサイズがイメージ できないため、写真等を示すこと。
 - ウ 太陽光パネル配置計画図 (図 2.2-4)、雨水排水施設等計画図 (図 2.2-6(1)、図 2.2-6(2)) 等の図面において、文字が小さく読めないため、示したいデータ量に応じた図面の大きさとする等の配慮を行うこと。
 - エ 太陽光パネル配置計画図(図 2.2-4)において、24 台あるパワーコンディショナーの位置がわかりづらいため、色付け等の工夫をすること。
 - オ 工事内容の表 2.2-5 で建設機械などを想定しづらいため、それらの写真を示すこ

と。

- カ 雨水排水施設等計画図(図 2.2-6(1)、図 2.2-6(2))で、赤色系の色彩差が曖昧であるため、明確にすること。また、排水経路について事業前後の違いがわかりづらいため、比較できるように工夫すること。
- キ 景観調査及び予測地点位置図 (図 6.2-18)、人と自然との触れ合いの活動の場調 査及び予想地点位置図 (図 6.2-19) で、高さの位置関係がわからないため、事業実 施区域及び調査地点の標高を明記すること。

(4) 事後調査について

環境影響評価準備書作成段階において、稼働後のモニタリングが必要性のある重要項目があるか検討すること。

2. 各論

(1) 大気環境

騒音についての調査地点の設定根拠において、施設の稼働に伴い比較的騒音が大きいと考えられるパワーコンディショナー等の位置への配慮の有無を明確にすること。

(2) 水環境について

太陽光パネルの設置により、表流水増加、浸透水減少が考えられるので、降雨時流出水量が増加して、生活用水や農業用水に影響が出ないよう、排水方法を工夫すること。また、太陽光パネルの下に植生を維持することは、濁水の流出を防ぎ、生態系の保持にもつながるので、パネルの設置間隔や高さ等について準備書以降に検討すること。

(3) その他の環境

ア 土地の安定性について

土地の安定性の状況に関する現地調査の時期について、大雨の後など地盤がゆるんだ状態の時期等を検討すること。また、準備書以降において、傾斜がわかる図面を示すなど、事業区域内の切土・盛土後の傾斜が把握できるようにわかりやすく工夫すること。

イ 反射光について

自動車等の運転者への反射光による影響が懸念される場合は、主要な道路での反射光の交通への影響についても評価すること。また、準備書以降において、高低差の図面を示すなど、高低差が把握できるようにわかりやすく工夫すること。

(4) 廃棄物について

伐採木発生量、現有建築物解体廃棄物の発生量、施設の撤去あるいは更新時の廃棄 物の発生量及びこれらの処理方法について、準備書以降に記載すること。

(5) その他

経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」の環境影響評価項目の選定において、太陽電池発電所に係る「参考項目」の事例に計上されてはいない事項であるが、 住民の懸念事項として、導入する太陽光パネル等に鉛・ヒ素・セレン・カドミウム等 の有害物質が含まれる可能性や、含まれる場合はそれらの土壌等への流出の可能性について、また電磁波の程度やその健康影響について、明記し説明すること。

以上の検討の経緯及び内容については、その旨を準備書以降の図書に適切に記載すること。